

佐賀における

千町歩地主の成立と解体

鍋島家の実証的分析

福岡博
松尾幹之

一 はしがき

明治三十三年における全国調査の多額納税者調に「佐賀市田中清輔、地価額四十五万五千五百円」と記載されているのを、農業総合研究所の渋谷隆一氏（現在駒沢大学経済学部）が注目し、その地主別法定地価名簿から、法定地価で、地価額を除することによって面積を推計し、それが千二百町歩の大地主であることを指摘した⁽¹⁾。その後同所の松尾幹之（現在駒沢大学経済学部）からの依頼によって福岡博（佐賀県立図書館）が、佐賀における田中清輔の人物確認を行なった。その概要は、松尾幹之の「高知・佐賀の千町歩地主」⁽²⁾によって、研究ノートの形で報告

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

されたが、その後、新たな資料収集もあったので、関係事項を加筆して再記しておくことにする。資料の発掘・整理は多く福岡が行ない、内容の検討・執筆は福岡と松尾が共同で行なった。

(1) 田中清輔

本項の結論から先にいえば、大地主田中清輔は、旧佐賀藩主（のち侯爵）鍋島直大の佐賀御館の家扶であって、田中は名儀だけであり、その所有地はすべて鍋島直大のものであるということである。鍋島直大家（本家）では、東京本邸と佐賀御館二つの家務を持ち、別計理を建前に種々の事業を行なうが、この詳細については、別項で述べる。

田中清輔は、文政四年（一八二一）八月四日佐賀に生まれ、もと吉岡喜十郎といい、秀才の誉れ高く、藩命で伊勢へ遊学、帰郷して田中致総の養子となり、名を清輔と改めた。万延元年（一八六〇）第一〇代藩主鍋島直正の嫡子直大、元服の折、深川亮蔵らとともに御教育係となり、のち本邸の家扶となる。明治四年直正東京で逝去、その後佐賀で帰葬の請願強く、それをなだめるべく佐賀に帰り、その後佐賀御館の家務責任者となる⁽³⁾。（東京本邸責任者は深川亮蔵となる）。

鍋島本家には、明治初年より、多くの田畑山林が買取された記録が残っており、その登記名義人は田中清輔、または中野政

明になっている。地所そのものは鍋島直大のものでありながら、

家扶名儀で登記させた理由は明らかでない。直大は明治四年からイギリスに留学、同一一年七月に帰朝、外務省御用係となり、

同一三年三月、イタリ⁽⁴⁾駐在全權公使に任ぜられるなど海外生活が多く、家務運営は元国老、相談役合議のうえ、家令深川亮藏、家扶田中清輔の指図で行なわれていた。⁽⁵⁾特に東京本邸、佐賀御館では明治初年より為替(替)業務取り扱いの銀行類似業を行なうが、当時海外生活の旧藩主が金貸しなどの代表者となることをはばかったのか、家扶名儀については推測の域を出ない。

田中清輔は家扶のかたわら、明治一二年四月第百六佐賀国立銀行頭取となり、さらに明治一五年四月には佐賀米穀改良会社を設立して社長に就任し活躍した。⁽⁷⁾明治二五年一月老令のため家扶をやめて相談役となり、家扶のあとには中野致明が継いだ。⁽⁸⁾

明治二四年田中清輔は病気で休職状態であったためか、明治二四年から田中清輔名儀の地所が、本来の所有者である鍋島直大へ譲渡登記がはじまる。しかし、何故か、全部譲渡するまで十数年かかっており、最後は田中清輔死去につき、孫の田中安一郎より譲り渡しを行なっている。⁽¹⁰⁾なお、明治二九年民法公布により、明治三〇年代にほぼ名儀の書換えは完了するが、山林関係などでは、現在でもまだ田中清輔名儀の地所が存在し、清輔の子孫不明のため現在管理に当たっている鍋島報⁽¹¹⁾効会を悩ま

している。

田中清輔は、明治三八年二月四日、八四才で逝去、墓所は佐賀市赤松町、龍泰寺にある。

注(1) 渋谷隆一「明治、大正期における地主の動向」(『総研月報』二〇〇号)。

(2) 松尾幹之「高知・佐賀の千町歩地主」(『総研月報』二〇一号)。

(3) 中野礼四郎編『鍋島直正公伝』第三卷二六〇頁、第四卷六七六頁、第六卷六〇六頁。

(4) 佐賀市役所編『佐賀市史』下巻、三八一頁。

(5) 「家老誓文添書」「相談人誓文添書」(鍋島報効会蔵)。

(6) 佐賀商会議所編『佐賀経済のあゆみ』、四〇頁。

(7) 佐賀農業史編さん委員会編『佐賀米改良に関する官民規則集』、四二〜四六頁。

(8) 「御館日記」(明治二五年、鍋島家旧蔵)。

(9) 「御館日記」(明治二四年、鍋島家旧蔵)。

(10) 「売渡証」(鍋島家旧蔵)。

(11) 鍋島報効会は鍋島本家の佐賀財産管理機関で、佐賀市松原町に事務所がある。

(2) 東京本邸と佐賀御館

本題に入る前に、東京本邸と佐賀御館の家務資産関係を明ら

かにしておいた方が、理解しやすいので簡略にふれておく。

明治維新後、中央集権国家確立のため、旧藩主を東京に集住させたことは周知のとおりである。鍋島直大もその例にもれず、東京市麹町区永田町に居を構えた。家務については、第一表として根基および運転関係の資本明細を対比したので、概略わかると思うが、東京本邸は秩禄処分金禄公債六〇万円余を資本金に、佐賀御館は、御家禄米代金七万六千円余を資本金に別計理をとり、緊密な連絡によって運営がなされた。

佐賀の地所買入れ、買戻しについては、佐賀御館の資金運用で行なわれるのが建前であるが、東京資本で佐賀の地所買入れを行なった例も見受けられる。左の通りである。

地所御買揚願⁽¹⁾

私儀従来神崎郡山内其他地所、抵当ニ而貸金仕法相付居候処近年農家逼迫之処ヨリ大概抵当引渡シ候通相成無抛所有罷在候得共川久保住居ヨリ遠隔之場所ニ而收納方費多分ニ相潰シ甚不并利故株券等、買換度奉存候ニ付右地所相当代価ヲ以テ御買揚被下度別紙券写并小作人名簿相副奉歎願 於然御蔭ニ永遠不朽之目途モ相付深重難有奉存候間何卒特別之御仁悲ヲ以テ御買揚被下奉歎願候也

明治二十年七月三十日

神代 直宝⁽²⁾

深川 亮藏 殿

▲ノイト▼

佐賀における千町歩地主の成立と解体

右の買揚願いによって、東京本邸では明治二十一年、佐賀の地所(田畑)一四町三反八畝八歩、地価三、〇九五円二銭を五、九九七円五九銭八厘で買入れて⁽²⁾いる。このとき佐賀御館、田中清輔宛にもこの買揚願いとほぼ同じ文面で、同人から地所買揚願いがだされており、佐賀御館でも田畑二二町二反一畝二三歩、地価四、九三一円八七銭六厘を買入れて⁽³⁾いる。

なおその後の小作米代金取り立てなどの事務は、佐賀御館で「東京分」「佐賀分」と区別して行ない、東京分は東京計理に送付している。

この場合、実質的には東京・佐賀分とも鍋島直大の地所ではあるが、東京分は、鍋島直大、佐賀分は田中清輔名儀で登記されている。こうした結果が、明治三十一年の大地主調査でも左のような地価額になってあらわれたものと思われる。

田中清輔 二四五、七一〇円八七五

鍋島直大 一一、五二五円三九四

鍋島本家全体の家務、資産(佐賀における地所については後述)関係の概略をつかめるよう。明治一五年から三〇年まで五年間隔で東京本邸・佐賀御館の歳入歳出明細書を第二表に掲げた。また本節の末尾に「明治一三年一二月東京本邸地所財産調」を掲げた。

ここで注意しなければならないことは、第一に、東京本邸分

第1表(1) 明治15年(1月~12月) 歳入歳出明細

1 運転資金の部

東京本部分

(歳入)			(歳出)		
摘要	金額	備考	摘要	金額	備考
諸株券利子	29,993.356	第1銀行、伊万里銀行外	御遺料	9,151.665	
			伊太利	37,215.074	
			預リ金	3,294.409	
諸方地家賃歳敷	5,402.110		銀貨買入	211.492	
神奈川貸付利子	1,641.654		御客贈	2,821.719	
第30銀行へ預ケ金	1,198.607		諸賜	1,385.131	
利子			月御	1,015.250	
貸付金利子	1,983.757		御生	13,360.750	
銀貨売買益	736.800		御徒	421.310	
神奈川地代蔵敷	3,806.398		御塚	936.000	
西久保蔵益	900.000		諸修	904.354	
公債的籤	14,815.147		地租	3,470.270	
永沢社益	24.161		御遺料	1,335.552	
銀公債	72.658		御ゼ	937.520	
株券売買益	656.500		送物代	525.879	
公債	1,744.203		馬鋼料并馬買入	2,119.509	
雑	1,198.340	この内銀行兼務益540円加わる	什諸滯雜	580.203	
			熨町区役所へ	331.903	
外ニ旧益金	7,426.465		病予防費として	400.000	
佐賀益	10,065.368		寄付	659.500	
			会館学費	452.696	
			外御臨相	2,926.717	
			臨談人慰勞	587.315	
			相談人慰勞	1,536.566	
			会館	720.000	
				1,333.446	
収益金合計	81,665.524		支出金合計	88,734.230	△- 円 7,068.706

△ノ1ト▽ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

2 根基本の部

(歳入)			(歳出)		
摘要	金額	備考	摘要	金額	備考
青山益	3,807.605	製茶売払代外	地所買入	34,205.086	小間子地所外
区内益	290.216	木挽町地代家賃外	青山諸費	2,083.138	米買入費外
小間子益	944.481	地代家賃外	区内費	154.672	地稅並区入費
公債利子	34,269.025	御金祿利子外	小間子諸費	2,118.462	新畑起シ費外
			札幌費	1,464.005	閉學費外
収差引合計	39,311.327		支出合計	40,025.363	
不足	714.036				
資本金	603,595.000				

第1表(2) 明治20年(1月~12月) 歳入歳出明細

1 運転資金の部

東京本部分

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

(歳入)	摘要	金額	備考	(歳出)	摘要	金額	備考
		円				円	
日本銀行	賦金	525.000		御同造	料補	10,053.306	
第銀一	行銀	9,972.000		御不	足	1,812.266	
第銀二	行銀	2,922.500		御客	吊	3,219.645	
第三	行銀	14,990.000		御寄	崇	441.661	
伊万	行銀	152.308		寄寺	方	347.450	
王午	行銀	1,470.000		寄付	金	284.319	
日本	行銀	187.500		會館	學	1,012.706	
共射	會道	5,822.617		會前	資	452.696	
貸公	會船	400.000		御産	代	984.200	
地代	會利	28.000		贈賜	方	328.276	
神所	子利	1,341.583		梅溪	答	1,940.483	
同久	敷利	9,107.884		諸月	金	393.650	
預久	代益	6,810.353		生徒	料	660.032	
公債	子代	767.775		諸臨	稅	1,445.441	
地債	益代	2,771.839		往御	優	16,382.833	
所ケ	子金	1,540.000		談人	費	2,000.286	
債売	益代	570.000		御扶	理	3,214.169	
所売	子金	123.364		巡差	時	11,847.064	
雜	益益	17,919.041		什馬	費	41.100	旅費
	益益	890.176		利飼	金	697.110	
		11,210.538		西久	年	1,080.000	
		668.121		家作	金	546.116	
				損失	料	231.229	
				佐賀	器	511.390	
				雜	外	1,826.958	
					費	3,548.466	
					レ	650.000	
					並	1,177.000	
					並	6,000.000	
					費	595.463	
19年度	繰越	11,826.631		合	計	75,725.315	
合	計	101,817.230		差	引、残高	26,091.915	

2 根基資本の部

(歳入)	摘要	金額	備考	(歳出)	摘要	金額	備考
		円				円	
資	金	603,595.000		御	祿	603,595.000	
別段	並公	148,320.953		御買	債	19,840.000	
立地	債並	1,191.942		地所	代	128,480.953	永田町外
松濤	諸益	1,035.216		飯松	出	4,076.833	永沢社外
府内	諸益	1,926.405		永濤	諸	2,369.236	
永次	諸益	113.444		府園	費	5,259.970	
那須	諸益	31,029.750		御内	諸	541.092	
公債	子	18,362.386		海家	費	10,139.955	
19年度	繰越			那須	方	10,000.000	
合	計	805,575.096		公債	費	814.603	
				金銀	入	10,000.000	
					高	10,457.454	
				合	計	805,575.096	

第1表(3) 明治25年(1月~12月)歳入歳出明細

1 運転資金の部

東京本邸分

(歳入) 摘要		金額	備考	(歳出) 摘要		金額	備考
		円				円	
日本銀行割賦金		150.000		宮内省へ献上費		49.450	
第一銀行	〃	8,526.000		御遣料		10,760.000	
第二銀行	〃	2,588.500		同25年中不足補ヒ		459.726	
第三十銀行	〃	13,083.500		御吊祭		63.415	
第百六銀行	〃	305.024		御客来		1,139.196	
伊万里銀行	〃	1,680.000		御留学費並郵便費		5,593.230	
日本鉄道会社	〃	16,968.750		御陸方		340.406	
日本郵船会社	〃	4,000.000		会館学費		452.696	
関西鉄道会社	〃	440.000		寄付金		799.500	
石川島造船所	〃	1,125.000		臨時費		1,517.805	
参宮鉄道会社	〃	46.948		御扶持年金		461.630	
京都織物会社	〃	34.970		税		1,551.103	
貸付金利息		455.631		修理		3,377.246	
地代家賃歳取		7,371.159		所得税		2,855.809	
神奈川貸付金利息		444.740		利金渡シ		5,856.080	
同地代		4,926.579		生徒学費		1,357.960	
西久保益		700.000		贈		714.525	
神戸地代		1,500.000		賜金		455.000	
株券売払益		491.000		月俸		16,048.000	
雑益		364.017		寶崇寺		502.791	
				靈岸島巡查差配人 蔵番給料		452.729	
				什器		675.600	
旧益金		3,518.978		相談人慰勞金		1,080.000	
				御旅行費		547.950	
				扶助料		442.000	
				馬飼料其他		1,792.125	
				往來費		178.720	
				日光御別荘御取入 レ		1,809.000	
				御衣裳		128.270	
				電灯費		93.548	
				雑費		746.670	
合計		68,720.796		合計		63,402.180	
				差引残高		5,318.616	

△ノット▽ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

第1表(4) 明治30年(1月~12月)歳入歳出明細

1 運転資金の部

東京本邸分

▲ノート▼ 佐賀における干町歩地主の成立と解体

(歳入)			(歳出)		
摘要	金額	備考	摘要	金額	備考
	円			円	
日本銀行割賦金	292.500		御遣料	11,760.000	
第一銀行	9,958.000		上30年度不足補	2,562.172	
第二銀行	3,131.250		御客祭	119.860	
第三十銀行	12,435.000		御吊学	92.053	
第六銀行	364.872		御留庭	9,724.900	
伊万里銀行	2,100.000		御事方	617.862	
壬午銀行	125.000		御事方	150.466	
日本鉄道会社	17,428.125		御学資	2,183.614	
参宮鉄道会社	1,348.892		御習院	452.696	
九州	960.000		所寄得	2,695.781	
関西	421.734		御付	427.500	
日本郵船会社	3,437.500		御衣裳	321.145	
石川島造船会社	6,587.083		宮内省へ献上品	30.750	
船渠会社	500.000		諸修	1,711.266	
鉄道車両会社	120.000		諸贈	6,031.129	
人造肥料会社	184.140		月賜	1,254.777	
貸付金利	86.185		月賜	379.000	
地代家賃	8,997.112		月賜	14,497.000	
神奈川地代	8,199.894		賢扶	923.062	
西久保	950.000		往來	276.140	
神戶地代	3,498.130		往來	109,940	
宮益水車揚子	363.372		壘岸烏其他差配人	493.713	
公債	45.000		巡查其他給料		
雑金	1,158.179		電灯電話	608.399	
貨売私益	260.000		什器	203.900	
神奈川芝生村地	20,885.750		生徒学	2,822.848	
所並小石川区老			生臨時	2,145.874	
松町地売私			利金私	10,548.016	
金			馬飼料其他	1,066.490	
第一銀行株券売私	1,465.400		雑戸修	958.339	
と益			神戸修	417.465	
旧益金	3,939.037		御相談人慰勞金	720.000	
			學問所新築費	3,213.470	
			壘岸烏御土蔵新築	3,501.100	
			費		
			御助成金	1,250.500	
			大繩横御日喜越	518.205	
			直繩横御日喜越	1,291.270	
			御扶持年	427.177	
			征清軍病死者遺族	50.640	
			祭糺料		
			宮益水川上助合金	29.962	
合計	105,303.138		合計	86,628.481	
			差引残高	18,674.657	

(2) 根資本の部

(歳入)				(歳出)			
	摘要	金額	備考		摘要	金額	備考
		円				円	
}	府内	1,545.395		}	府内	1,156.155	
	松濤園	2,192.839			松濤園	2,412.588	
	小間子	5,821.470			小間子	2,449.503	
	十余二	895.593			十余二	1,464.915	
	那須野	982.206		那須野	2,184.457		
諸収入	佐賀御堀運土	423.232		諸支出	大磯(家作)	13,913.302	
	同加地子米代	398.618			雑費	30.000	
	青山北町地代	1,312.500			所得税	1,583.340	
	軍事公債売払	30.000			株券代割戻し	5,800.000	
公債株券利子	御金祿利子	4,750.000					
	日本銀行割賦金	29,250.000					
	第十五銀行同	1,120.000					
	日本鉄道会社同	13,612.500					
	第15銀行別配当	6,915.000					
	旧益金	14,418.255					
合計		83,662.608		合計		30,928.264	
				差引		52,734.344	

▲ソート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

については、根資本と運転資金とに分けて記載されていることである。したがってその収益は、両者を合計しなければいけない。そのため、根資本の分として、とくに収益の増大してきた明治三〇年以後については、かなり詳細にその内容を記載してみた(二〇六頁上段参照)。

第二に注意されなければならないことは、佐賀御館分として記載されている中で、加地子益金はほぼ一万円で、明治一五年から同三〇年まで変化がないが、東京上金(東京鍋島家分としては、「佐賀益」として歳入欄に記載されている)は、明治一五年の一万円から同二〇年には一三四円に激減している点である。すなわち、佐賀の加地子益一万円を中心とした歳入は、佐賀における諸寄付金という形で、多く現地で支出されてしまい、その後は東京鍋島家分の収益として計上されていないわけである。このことは、佐賀における加地子益金を中心とした収益が、

第2表(2) 明治20年(1月~12月)歳入歳出明細

佐賀御館分

(歳入)摘要	金額	備考	(歳出)摘要	金額	備考
代金	200,107 ^円		社寺	494,416 ^円	官司手当、掃除料、神供料
米地所	9,852,361		松原伝	440,303	祭典費
利賦	1,286,892		高野山所	196,383	掃除料、祭典費
預金	31,701		寄付	7,520,000	学校、病院、果庁
貸付	4,542,271		金持	3,100,057	使用人年金
利息	319,680		労働	540,000	相談役慰勞金
子金	3,481,600		金勞	559,850	消防その他の助勢
子金	444,067		力御助	2,179,600	田中清輔年俸360円 その他
金	275,400		御月旅	29,810	
預金		家賃, 受山竹木売掛代金など	管飲酒	820,677	高伝寺、松原社などの修理
公雜			培費(食糧費)	128,188	開拓人夫賃、三ノ丸開拓他
			健金(食糧費)	54,390	集金食糧費
			預金	6,432,357	銀行依託金利息
			地租	280,000	古文書調方役俸給、旅費など
			純基金(東京上金)	179,240	調書, 三ノ丸, 中ノ小野伊万屋大久保他
			印上	134,659	
			為替	51,627	広瀬山その他他所買入証印税
			諸	1,139,685	諸為替金上金手取相替
			總計	134,159	郵便料, 木炭油代, 紙代
總計	20,434,079		總計	20,625,391	

明治20年歳入金
 資本 20,434,079^円
 寶本 155,377,171
 百六銀行依託金 30,500,000
 諸方より預り金 57,230,797

佐賀鍋島家總基金計 263,642,047

總基金 263,642,047^円
 -20,625,391
 預金 242,016,656

(明治20年「金附払納帳目安」による)

注. ◎印は資本金支出, 備考欄は明治20年1月より12月まで「金米諸出方帳」より記入.

いかなるものとして観念されていたか、ひいては、その土地所有が、いかなる社会的性格のものであったかという事実を物語るものとして、今後の研究の上に、とくに留意しておく必要がある。

また、東京鍋島家分としての資本収入の明細書は、その配分の点で天皇家のそれに極めて近く、鍋島家が、天皇家の藩屏として一、二の地位を占めていることを物語って興味深い。また資本収益と土地収益とのバランスのとり方は、当時の典型的な財産所得者が、当時の経済状況の変化にいかに対応していったかを物語るものとして注目される。しかし、これらの問題は、本稿の直接のテーマからはずれるので、ここでは問題のあり方を指摘するに止めておく。

明治十三年十二月地所財産調

永田町御本邸地坪八千九百六拾五坪

右賜地

同属地々坪七千六百五拾六坪

右買入代価貳百四拾七円六三五

同二丁目拾三番地々坪千六百六拾七坪一六

右同三千円

同六拾七番地々坪七百八拾七坪一八

▲ノート▼

佐賀における千町歩地主の成立と解体

右同六百八拾円

同七拾五番地々坪三百七拾坪八九

右同七百五拾円

越前堀二丁目地坪八千六百拾壹坪九七

右同三千〇貳拾三元

寺島地所坪數貳千八百貳拾貳坪七

右同千七百五拾円

麻布御墓所地坪貳千四百拾三坪七七

右旧来ヨリ御所有地

麻布町二ヶ所地坪千七百七拾九坪九九

右買入代価四百貳拾六円

青山御墓所地坪三百九拾九坪

右同七百九拾八円

今入町三拾三番地々坪百九拾六坪六

右同三百〇五円

同貳拾五番地々坪六拾八坪

右同貳百円

同貳番地々坪九拾坪

右同四百貳拾円

西久保明船町拾貳番地々坪貳百三拾九坪五四

右同八千四百九拾円

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

同拾三番地々坪三百三拾三坪二一

右同千六百円

同拾四番地々坪四百三拾貳坪一四

右同貳百九拾九円二五

桜川町拾番地々坪四百八拾四坪〇九

右同千貳百五拾円

同拾壹番地々坪五百六拾四坪四三

右同四千元

麴町平川町拾貳番地々坪九百貳拾坪八五

右同三千元

赤坂裏三丁目貳拾番地々坪貳百九拾貳坪二一

右同八百五拾円

木挽町地坪六百〇五坪六

右同三千貳百円

同壹丁目拾五番地々坪千七百五拾三坪八九

右同七千八百円

銀座三丁目貳拾番地煉瓦家宅棟 但シ地代ナシ

右同千円

神奈川高島町地坪貳万四千五百九拾六坪五〇六

右同拾五万貳千〇〇八円二〇九

同所坪数五百九拾貳坪一七六

右同貳千九百六拾円八八〇

横浜柳町地坪三百八拾五坪九九一

右同三千五百三拾七円九九七

同所常盤町地坪九拾八坪八九

右同三百九拾五円五六〇

同吉田町地坪貳拾七坪三九

右同百〇九円五六〇

同尾上町地坪貳百三拾六坪一〇四

右同千五百円

神奈川新埋地々坪六千三百六拾貳坪八二四

右同壹万九千七百七拾三円四三一

神奈川福住町其外坪数八千八百坪

右同壹万円

神戸松屋町地坪三千百拾三坪三

右同貳千貳百四拾三円八〇五

兵庫川崎町地坪壹万七千〇貳拾九坪二一

右同四千七百貳拾五円八七五

小間子開墾地々坪百八拾壹万四千八百三拾五坪

右同貳万三千〇七拾八円五五二

合計坪数百九拾壹万七千五百三拾貳坪四九一

右買入総代価

合計貳拾六万三千四百貳拾貳円七拾五錢四厘

以上

右ノ通相違無之候也

明治十四年一月

宮崎 代七

深川 亮藏
古川源太郎
田中 永昌
宮崎 代七

根基資産地所目録

一、青山松濤園坪數貳拾三町壹反壹畝拾壹步并ニ水車二ヶ所

一、同北町七丁目六番地坪數五畝五步

一、同四拾三番地坪數四畝

一、同八番地坪數三畝二十五步

右買入代価金貳万〇三百三拾四円〇五錢五厘

以上

明治十四年第一月

深川 亮藏
古川源太郎
田中 永昌

注(1) 「元神代直室殿より御取入地所」(綴)。
 (2) 「明治二十一年中之収入支出差引勘定書」。
 (3) 注(1)に同じ。
 (4) 波谷隆一、石川昭次郎「明治中期の地主名簿」(『土地制度史学』第三〇号)。

二 佐賀における鍋島本家の土地集積形態

佐賀における鍋島本家の土地集積形態は、前項で述べたこと
 く、佐賀御館、東京本邸の二つのケースで行なわれたが、詳細
 な推移については、佐賀御館の集積を中心に見ることとする。

佐賀御館の土地集積には、二つの形がある。一つは土地の買
 入れと払下げ、一つは御館出納係で、明治初年以來、旧藩士ま
 たは關係機関(病院、学校、寺院など)に預金をさせ、貸付けを
 して利息をとる銀行類似業を開業し、動産・不動産を担保に金
 貸しを行なうが、それに関連する債務者の償還不履行による担
 保流れの、土地集積である。

(1) 明治七年の土地買入

佐賀における土地買入れ資料は、明治七年にはじまる。この
 資料は今後の研究の基礎になる重要資料であるので、原資料を

そのままの形で掲載する。

三溝分

明治七年 御買入田地帳

一田畠二十七町七反五畝二十五歩半小半

代金千七百十四円五十五銭

多布施村の内

一同十七町〇二畝二十六歩半小々半

代金八百五十一円五十銭

高木村の内

加地子米十七石〇三升 同上

上高木分

加地子米三十四石二斗九升一合旧藩榊量 多布施村

大島分

一同二十四町一反八畝二十一歩小半

下村分

代金千二百〇八円五十銭

加地子米二十四石一斗七升 同上

下高木分

一田畠十八町一反七畝十三歩小半

代金千二百六十五円

神野村の内

一田畠二十町〇一畝二十三歩半小々半

加地子米二十五石三斗 同上

神野村

代金千二百五十七円

加地子米二十五石一斗四升 同上

新村分

一同九町五反九畝二十三歩半

代金七百十三円

三溝分

一同二十二町七反一畝十二歩半

加地子米十四石二斗六升 同上

草場分

代金千百三十五円五十銭

加地子米二十二石七斗一升 同上

東高木村の内

一田畠十三町〇五畝十三歩小半

代金九百円

愛敬島分

東高木村 寄人分 辻村分

加地子米十八石

一同四十二町一反九畝〇五步

代金二千五百四十四錢

加地子米四十三石〇五升二合 同上

長瀬村の内

長瀬村

平尾分

坪ノ上分

小里分

八戸溝分

一同四十二町一反九畝〇五步

代金八百五十円

加地子米十七石 同上

同新村分

一同八町六反六畝十八步

代金六百五十円

加地子米十三石 同上

江頭分

一同七町一反〇二十二步半

代金五百五十三円

加地子米十一石〇六升 同上

蠣久村の内

蠣久村

一同十四町八反〇十一歩半小半

代金千〇四十四圓五十錢

加地子米二十石八斗一升 同上

蠣久村

岸川分

植木分

津留分

一同七町一反〇二十二歩半

代金五百二十八円

加地子米十石〇五斗六升 同上

西八田

同村分

一同七町一反〇二十二歩半

代金五百円

加地子米拾石 同上

植木新村分

一同七町一反〇二十二歩半

代金三百〇二円

加地子米六石〇四升

八重溝村の内

一同七町一反〇二十二歩半

代金八百六十二圓五十錢

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

加地子米十七石二斗五升 同上

鍋島村ノ内

鍋島村

代金千七百七十六円

加地子米二十三石五斗二升 同上

東新庄分

一田数九町八反八畝十歩

代金七百三十八円七十五銭

加地子米十四石七斗六升六合

木ノ角分

一田数十町七反八畝〇六歩

代金八百〇四円

加地子米十六石〇八升 同上

八戸村の内

八戸村

一田島十三町五反四畝〇七歩

代金八百二十八円

加地子米十六石五斗六升 同上

増田分

一同十二町六反七畝十一歩半小半小々半

代金九百三十五円

加地子米十八石七斗八升 同上

同村

一同十五町〇九畝十六歩

代金千百十五円

加地子米二十二石三斗 同上

森田村の内

森田村

一同十二町五反〇十二歩

代金九百三十九円

加地子米十八石七斗八升 同上

扇町分

一同十三町四反〇十一歩

代金千円

加地子米二十石

同村

一田島二十九町五反二畝十一歩半

代金二千百〇二円

加地子米四十二石〇四升 同上

萩野村ノ内

萩野村懸作
森田村懸作

一同十五町七反八畝二十歩

一田数八町八反〇二十四歩半

代金六百五拾円
加地子米十三石 同上

天草江分
東原分

一同三十三町二反二畝十八歩小半

代金二千五百〇九円
加地子米五十石〇一斗八升 同上

八戸村ノ内

深町分

坂井分

萩野村ノ内

北島分

一田島二十町〇六反八畝〇四歩半小半

代金千五百九十八円

加地子米三十一石九斗六升 同上

萩野村

中原村ノ内

元町分

一田數四十町〇七反一畝〇歩半小半

代金二千二百円

加地子米四十四石 同上

久保村ノ内

久保田村

恒安分

〇合

田島五百〇四町八反二畝二十四歩半小半
代金三万三千〇八十二円四十銭
加地子米六百六十一石六斗〇八合

一田島十一町七反八畝十四歩

代金八百八十六円二十七銭一厘

加地子金七十円九十銭一厘六毛八

中原村ノ内

中原村

一同十七町七反九畝十三歩半小半

代金千三百〇一円七十五銭二厘

加地子金百〇四円十四銭〇一毛六

有重村

一田島十町〇六反一畝二十二歩半小々半

代金七百九十九円三十三銭六厘

加地子金六十三円九十四銭六厘八毛八

十五村ノ内

十五村

一同八町四反三畝二十六歩小半

代金六百三十八円四十二銭七厘

加地子金五十一円〇七銭四厘一毛六

同新村

△ノート▽ 佐費における千町歩地主の成立と解体

一 田屋鋪二十六町六反七畝十七步

加地子金百十九円〇〇四厘八毛

厘外東分

代金二千円

加地子金百六十円

大立野村ノ内

一同三十五町〇〇十二步小半

新田村

代金千七百〇三円四十一錢

加地子金百三十六円二十七錢二厘八毛

正里分

〇合

田島七十五町三反一畝三步半小々半

代金五千六百二十五円七十八錢六厘

加地子金四百五十円〇六錢二厘八毛八

一同五十二町一反七畝十四步半

代金二千六百六十四円〇九錢

加地子金二百十三円十二錢七厘二毛

末次村之内

一 田島三十四町二反八畝〇六步小半

代金千六百十九円九十五錢

加地子金百二十九円五十九錢六厘

厘外村之内

一同十九町四反七畝〇八步半

代金七百七十二円八十七錢

加地子金六十一円八十二錢九厘八毛

末次東分

一 田敷八町四反二畝二十六步半

代金三百三十八円三十六錢

加地子金二十七円〇六錢八厘八毛

高太郎村江懸作

厘外西分

一 田敷十二町三反五畝〇〇半步

代金五百三十五円十五錢

加地子金四十二円八十一錢二厘

鹿子村之内

鹿子上分

一 田島三十町〇四反二畝〇〇半步小半

代金千四百八十七円五十六錢

一 田島二十八町二反九畝〇三步小半

代金千二百十六円五十錢

鹿子上分

加地子金九十七円三十二銭

加地子金百六十二円二十四銭

一田數十町五反六畝〇八步

一田島二十三町〇八畝二十八步半小半

代金五百十八円十七銭

代金八百六十三円四十七銭

加地子金四十一円四十五銭三厘六毛

同下分

加地子金六十九円〇七銭七厘六毛

下古賀村之内

下古賀村

一田島六十七町四反二畝二十六步半

代金二千四百八十一円五十九銭

一田數十町三反二畝二十二步

加地子金百九十八円五十二銭七厘二毛

上飯盛分

代金七百四十三円二十銭

加地子金五十九円四十五銭六厘

同搦分

一田數十町七反三畝〇四步

代金八百六十四円十五銭

一同三十二町〇四畝二十步

加地子金六十九円十三銭二厘

飯盛村之内

代金千七百五十五円九十七銭

中飯盛分

加地子金百四十円〇四十七銭七厘六毛

実久村分

一田島三十五町七反一畝〇八步半小半

代金千七百八十九円五十銭

一同二十町〇七畝〇五步半小半

加地子金百四十三円十六銭

下飯盛分

加地子金六十八円十三銭六厘八毛

立野分

一同四十町八反七畝十二步小半

代金二千〇二拾八円

大野分

一同四十四町八反四畝二十九步

田中村之内

▲ノート▼

佐賀における千町歩地主の成立と解体

加地子金百六十一円三十一銭〇四毛 田中村

一 田島十七町三反三畝十五歩

代金四百八十九円〇九銭

加地子金三十九円十二銭七厘二毛 住吉分

一 田島十二町九反七畝〇七歩半

代金四百二十六円五十五銭

加地子金三十四円十二銭四厘 中村分

一 田敷三十二町五反六畝十五歩半

代金千五百二十一円二十四銭 高太郎村之内

加地子金百二十一円六十九銭九厘二毛 高太郎村

一 田島四十一町一反〇十三歩小半

代金千八百〇二円二十六銭

加地子金百四十四円十八銭〇八毛 元相応分

一同二十町〇七反二畝十歩半

代金千二百十三円六十銭

加地子金九十七円〇八銭八厘 丸目分

〇合

田島六百五十四町三反一畝二十九歩小半

代金二万九千七百〇二円七十七銭

加地子金二千三百七十六円二十二銭一厘六毛

一 田敷二十九町二反二畝〇七歩

代金千三百八十三円五十銭

加地子金百十円六十八銭

一同四十二町六反二畝十三歩

代金二千百〇七円五十銭

加地子金百六十八円六十銭

一同二十九町〇五畝十八歩半

代金千五百六十七円

加地子金百二十五円三十六銭

一同四十二町一反六畝〇九歩半

代金二千九百八十四円五十銭

加地子金二百三十八円七十六銭

木原村ノ内

武藤分

枝吉分

江上町分

福富村ノ内

東古賀分

米納津分

福富分

崎ヶ江分

一田島三十三町八反三畝二十七步半 西ノ古賀村ノ内

代金二千〇二十七円五十銭

西ノ古賀分

加地子金百六十二円二十銭

船津分

一同六町一反九畝二十一歩半

代金百七十五円五十二銭

同村

加地子金十四円〇四銭一厘六毛

同分

一田敷三十八町七反二十步〇半小半小々半

代金二千三百二十八円二十五銭

子々森村ノ内

加地子金百八十六円二十六銭

久江分
道免分
同新村分

一同十五町九反一畝十八歩小半

代金七百九十五円六十九銭

千布村ノ内

加地子金六十三円六十五銭五厘二毛

西千布分

一田島十七町九反八畝〇三步半小半

代金千四百五十一円七十三銭

尼寺村ノ内

加地子金百十六円十三銭八厘四毛

北村分
五領分
福田分
園分

一同四十一町一反二畝二十二歩半小半

代金二千四百六十四円

鹿ノ江村ノ内

加地子金百九十七円十二銭

鹿ノ江分
嗜分
ハサゴ分

〇合

田島二百五十六町七反三畝二十九歩小々半

代金一万四千八百六十二円二十五銭

加地子金千八百八十八円九十八銭

久池井村ノ内

一同十六町五反九畝十三歩

代金千四百四十四円二十七銭九厘

久池井村

加地子金百十五円五十四銭二厘三毛

小川分
惣座分
北原分
春日分

一田島十八町二反四畝二十一歩小半

代金六百一十一円六十五銭二厘

金立村ノ内

加地子金四十八円九十三銭二厘二毛

金立村
来迎寺分

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

△ノート▽ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

一 田島三十町四反五畝〇三歩半

代金二千五百〇四円四十四銭二厘

尼寺村ノ内

加地子金二百円三十五銭五厘四毛

久池井村

一同三十五町三反四畝〇八歩半

代金二千三百九十九円四十七銭

川上村ノ内

加地子金百九十一円九十五銭七厘六毛

川上村

水上分

西山田分

東山田分

戸田分

一同九町五反五畝〇七歩半

代金八百五十九円三十八銭

梅野山ノ内

加地子金六十八円七十五銭〇四毛

広坂分

名尾分

柚木川分

原分

井手ノ原分

田島百五十町二反八畝七歩小半

代金一万〇二百四十二円十六銭三厘

加地子金八百十九円三十七銭三厘一毛

○帳内合

田島千六百四十一町四反八畝四歩

代金九万三千五百十二円三十六銭九厘

加地子米六百六十一石六斗〇八合

加地子金四千八百三十四円六十三銭七厘五毛二

以上の資料は、明治七年買入れ田地を村別に総集計したもので、土地を手放した者の氏名、面積を記した元帳がないので、小口取引であったか、または大口取引であったか、取引形態は不明である。

しかし、後述するいくつかの他の資料によって判断すると、大口取引、すなわち地主または小農が集団で土地を売渡したものと考えられる。それにしても、一年間に千六百町歩におよぶ広大な田地買入れは、全国でも稀にみる例で、この面積は、明治四年佐賀県(旧佐賀本藩)の全田地面積四万三、一三七町余⁽¹⁾の約三・七%に当る。

買入れの理由をなした要因としては、封建制の解体にともなう鍋島本家の財政確立とともに、旧士族の困窮に対する授産的色彩が強いと見るべきであろう。旧佐賀藩の士族授産については、佐賀県農業史はじめ、土屋喬雄氏の論文に詳しいので述べないが、佐賀では版籍奉還後、政府の手を俟たず藩自体で開拓帰農が奨励されていた。これを土着と称する。

○合

廢藩當時、鍋島本家には旧藩からの遺金四〇万円があり、明治四年のうちに三分の二に当る二六万六千円余を政府に献納³⁾し、土着、藩債支消等にあてることを請うた。この資金を「旧知事遺金」と称した。

旧士族に対する遺金の処理にさいしては、単に帰農のみならず、地主・金貸になることを勧めているが、これは旧佐賀藩の農業が、当時として生産力が高く、地主として寄生化する余地が残されていたためであろう。後年、佐賀市を中心に士族地主が成長するのは、鍋島家の遺金処理と田地開放によるところが大きい。

明治七年の田地買入れについて、これまで内的要因を眺めたが、なおこれについては、地租改正の推進役を務めた当時大蔵省事務総裁（旧佐賀藩士）大隈重信の助言があったのではないかとみられる。

次に今日資料に残っているものの中から、買入れの形や理由をなした要因を知る手がかりとなるとと思われるものを掲げてみた。

a、旧藩国老の多くが、東京に居を移したので、その所有地を買入れた例が多い。

当四月鍋島四郎殿儀御買入引移相成し処今度地券書替願⁵⁾

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

付本書⁵⁾裏書左之通

表書之地所今度鍋島直大殿⁵⁾地価金三百拾三円五拾銭を以売渡申度奉存候、御開濟之上は同人名前之御証券より御引換被下度依之戸副村長連印を以此段奉願候 以上

八大区一小区片田江名二百五十一番屋敷

売渡人 士族 鍋島 直哉

右東京寄留中に付き代理

成富 柳聰

東京住居

買請人 華族 鍋島 直大

右東京居住に付代理

田中 清輔

村長 永淵 誠一

副戸長 川原 信敏

戸長 洪 安襲

佐賀県令 北島 秀朝殿

b、明治七年には佐賀の乱が起こり、世情は不安で米価は騰貴し、加えて八月には大風水害が起こっている。被害を出した地区では、復旧の目途なく、耕地を手放す者、また佐賀御館に土地買入れを頼みに来る者も多かった。

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

奉願口上覽⁽⁶⁾

第拾四大区一小区田中村飯盛村ハ新搦之儀先月(八月)

以下括弧内筆者注)廿日夜之大風ニ而土居筋(堤防付近)

大破凡五拾町程之畑地潮下ニ相成是迄麦木綿等相応ニ出来
候地所柄ニ付着付土居築立方取懸候半而不相叶儀ニ御座候
得共別紙几帳之通大摺(慮)之人夫金高二相成自力ニ而普

請相整候儀何分ニモ不相任誠以当惑至極ニ御座候依之近來
奉願上奉恐候得共右地面皆式差上申候間元形之御普請被成

下候道ハ有御座間敷哉只管奉歎願候其通御聞届被下候上ハ
持米之百姓江下作仕候通被成下地子米之儀御出金之一割ニ

相当候丈御上納申上候通被仰付被下度尤到後年振立次第御
費用金御返納申上候節其地面御下ケ渡被下様其外別紙定約

ヲ以奉願上候条何卒願之通御聞届被成下様此段願上候
以上

明治七年九月

筋頭

山田 佐七

其外

田中 清輔殿

前書類願出之趣相無之ニ付御許容被下度依之副書仕候也

田中村村長

一九六

於保 孫太夫

飯盛村村長

古賀 佐藏

長文になるので、定約書など略するが、この場合、御館では、
救済の意味も含めて、土地の買入れを行なっている。ただし、
後年経済的に立ち直ったとき、売渡人が買戻しできる条件が付
されているので、所有権の移転というよりもむしろ、一種の担
保権の設定と見る方がよいかもしれない。

c、士族授産のための官地払下げによる土地集積

元御城内諸屋敷跡其外荒蕪之地堀土居等追々県庁ハ払下
相成候話右ハ第一御場所柄之訳ニ付永久御所有相成度且又
商人之手ニ落候半ハ誠ニ貧士救助之筋ニモ相成兼ニ付御一
手ニ引受御願立相成方去迎御名前ニ而御願立相成候茂御不
都合可相成就茂難斗依而左之人々名前ニ而御願立会社之姿
ニ而開拓之上桑苗仕立養蚕織物等之仕組相立候テ茂与就人
民授産之方法相立候儀ハ勿論永久御仕組之一端ハ茂可相成
候条尚宜御吟味之事

中野 兵次

成富 武種

地所御払下願

元郭内別紙絵図面之通諸屋敷其外荒蕪之地有之將又堀土居等之儀何連夫々御手ヲ可被附哉ニ候得共格段之御用無之候半ハ相当之代価ヲ以我々江御払下被度有御座間敷哉奉願候於就ハ前ヨ里開墾取掛桑苗等植付養蚕織物等大路左之通仕組相立御藩内士族授産之御一端トモ相成候様仕度候間何卒御払下被下度奉願候也

明治七年

成富 武種

成六月

中野 兵次

佐賀県令 北島 秀朝殿

この書面からもわかるように、御館では、士族授産のため、鍋島家相談役成富武種、中野兵次の兩名の名儀で、官有地払下げを願いでている。

この経過については、土屋喬雄氏の「旧佐賀県における士族授産」に詳しいので略すが、種々の経過を経て佐賀城外郭内官有地一町、堀水面一九町六反二畝余が無料で払下げられた。しかしこの地所が、鍋島直大名儀になったのは、明治二九年である(ただし東京本邸扱い分の地所となった)。それ故この分は、明治七年の買入れ田地分とは直接関係ないが付記しておく。これらの資料から判断すると、鍋島本家の土地買入れは、救

▲ノート▼

佐賀における千町歩地主の成立と解体

濟、あるいは、士族授産の色彩がきわめて強い。だが明治七年「御館日記」七月一四日の頁には、「今般田地御被入ニ付而心遣其外骨折有之候ニ付為御合力左之通被差出候」とみえ、世話役一二名のほか一三〇名に対して、二九〇円余の骨折料が支払われている。これは、積極的な私的資産としての土地買入れという一面がやはりあったことをしめすものだともいえようが、しかし、救済・士族授産といったいわば公的な事業に当たった者たちへの旧藩主らしいねぎらいともとれないことはない。その後における土地集積については、次章に述べることにする。

注(1) 佐賀県農地改革史編纂委員会編『佐賀県農地改革史』上巻、三四四頁。

(2) 『経済学論集』新巻第三号「旧佐賀県に於ける士族授産」。

(3) 明治七年士族土着願(佐賀県立図書館蔵)。

(4) 佐賀県編『佐賀県史』下巻、三四八頁。

(5) 「御館日記」(明治七年、佐賀県立図書館蔵)。

(6) 前に同じ。

(7) 前に同じ。

(8) 注(2)に同じ。

(2) 抵当流れによる土地取得

旧佐賀藩における貸付方は、天明二年(一七八二)に設置さ

第3表 土地抵当貸付金表(明治13年~25年)

貸年	付日	相手方氏名	抵当物件	貸付金額	利子	返済完了年月日	流達(未済)年月	備考
13.1.1		八田 信助	町反畝歩 田 1.2.0.00	100.000	1.0		14.1	
	計		1.2.0.00	100.000				
14.1.1		石丸 伊作	〃 1.2.0.00	100.000	1.0		15.1	
	計		1.2.0.00	100.000				
15.1.1		薬王寺藤次郎	〃 2.0.0.00	20.000	1.2	27.4		
		〃 堤 清三	〃 5.0.0.00	50.000	1.2		2反	
15.8.21		畑 瀬 又平	(家屋)5.0.0.00	50.000	1.2		16.8	
	計		1.2.0.00	120.000			2反	
16.1.1		正 嶋 彦七	〃 9.0.0.00	90.000	1.2		16.6	
		〃 陣 内 伸助	〃 2.5.0.0.00	250.000			17.1	小作として 20円の加地 子支払う
		〃 大 串 善 吾	〃 3.7.余	1,404.716	利留	36.12		預り金より 完納する
		〃 松永種左衛門	〃 5.0.0.00	50.000	1.0		17.1	
		〃 杠 儀 八	〃 2.2.0.0.00	225.000	1.0		17.1	
		〃 原口丈左衛門	〃 5.0.1.0.8	400.000	1.0		17.1	
		〃 森 崎 君 助	〃 5.4.1.0	269.000	1.0		17.1	
		〃 池田 吉三郎	〃 11.3.0.9	165.000	1.0		17.1	
16.5.		宮 崎 代七 外1名	〃 15.0.0.0.00	1,537.345	0.8	31.10.12	17.1	150反
		〃 坂井乙右衛門	〃 11.0.0.0.00	1,110.000	0.9	44.11.1	17.1	110反 297反
	計		〃 42.4.8.27	5,501.060			18.1	
17.1.1		正 嶋 彦七	〃 3.0.0.0.00	300.000	1.2		18.1	
		〃 志波 六郎助	〃 5.0.0.0.00	50.000	1.2		18.1	
		〃 中 島 次郎八	〃 2.0.0.0.00	200.000	1.0		18.1	
		〃 服 巻 兵 藏 外16名	〃 4.2.0.0.00	420.000	1.0	29.4.17		4反 50円分地 所買戻
		〃 筑 地 君 平 外17名	〃 5.2.0.0.00	527.000	1.0		18.1	
		〃 〃 他20名	〃 4.0.0.0.00	439.000	1.0			
		〃 久保山(地名)	〃 1.4.0.0.00	140.000	1.0		18.1	

▲ノード▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

土地抵当貸付金表(つづき)

貸年	付日	相手方氏名	抵当物件	貸付金額	利率	返済完了日	流込(未済)	備考
月	月			円	分	年月日	年月	
17.1.1		竜作分(地名)	町反歌歩 田地 1.0.0.00	107.500	1.0		18.1	
〃		末次善六 外7名	〃 2.0.0.00	267.000	1.0	29.4.7	18.1	
〃		武藤善作 外16名	〃 4.8.0.21	748.600	1.0		18.1	10反 147円分 地所買戻
〃		武藤善作	〃 2.3.07	20.000	1.0		18.1	
〃		中島次平 外60名	〃 12.5.0.04	1,570.000	1.0	31.7	18.1	
〃		松永卯平	〃 .4.7.27	40.000	1.0		18.1	10反 98円46銭 地所買戻
〃		佐藤虎吉	〃 .4.8.18	100.000	1.0		18.1	
		計	〃 42.0.4.22	4,929.100		24反		
18.1.1		中島次郎八	〃 3.0.0.00	300.000	1.2		19.1	
〃		田島伝七	〃 3.0.0.00	300.000	1.2		19.1	
〃		八田信助	〃 1.4.0.00	149.000	1.2		19.1	
〃		八田利八	〃 2.6.0.00	266.000	1.2		19.1	
〃		武藤良吉	〃 3.0.00	30.000	1.2		19.1	
〃		中島次郎八外	〃 10.0.0.00	1,000.000	1.2		19.1	
		計	〃 20.3.0.00	2,045.000	1.2			
19.1.1		江副伊三郎	〃 1.0.0.00	136.000	1.2	26.2		
〃		大坪忠平	〃 1.0.0.00	150.000	1.2	31.12		
〃		平島義一郎 外1名	〃 8.0.0.00	817.000	1.2	29.3		
19.1.1		八田信助	〃 2.0.0.00	200.000	1.2		20.1	
〃		内橋徳七	〃 2.0.1.00 家2軒	260.000	1.2	21.3		田地売渡 452 円の うちから 納入
〃		高津鉄蔵	〃 7.0.0.00	766.830	1.2	31.1		田地売渡 320 円83 銭残金完 納
〃		百武虎吉	〃 4.0.0.00	424.400	1.2		22.1	
〃		宮村周蔵	〃 3.0.0.00	342.530	1.2		22.1	
〃		蒲原新平	〃 2.0.0.00	200.000	1.2		20.1	
〃		江口虎之助	〃 2.0.0.00	225.000	1.2		20.1	

(次頁へつづく)

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

土地抵当貸付金表(つづき)

貸年	付日	相手方氏名	抵当物件	貸付金額	利子	返済完了年月日	流達(未済)年月	備考
19.1.1		森 作次郎	町反畝歩 田地 4.0.0.00	441,440	1.2	22.6	20.1	
		福山伊兵衛外	10.0.0.00	1,340,000	2.9	42.6	20.1	20反 240買戻
		秀嶋 兵十	1.0.0.00	100,000	1.6	32.8	20.1	60反 801円買戻
		堤 清三	3.0.0.00 建物	440,000	1.2		20.1	4反 40円買戻
		石井 周蔵	2.0.0.00	250,000	1.2	29.12		20反
		富村 周蔵	9.0.0.00	900,000	1.2	28.2		90反
		鍋島 直幹	29.0.0.00	2,900,000	1.2		20.1	
		計	90.0.1.00	9,893,200				384反
20.1.1		沢 才助 外2名	1.5.0.00	330,000	1.2	30.12		15反
		高木 武雅	.4.0.00	80,000	1.2	24.8		4反
		中島与左衛門	2.5.0.00	500,000	1.2	29.6		25反
		堤 清三外	3.5.0.00	700,000	1.2	28.7	21.1	5反 100円買戻
		〃	1.0.余	300,000	1.0		21.1	
		〃	2.5.0.00	500,000	1.0		21.1	
		〃	1.0.00	32,000	1.0		21.1	
		〃	6.0.0.00	1,257,500	1.0	29.1	21.1	60反
		川副 作一	.6.0.00	120,000	1.2		21.1	
		嘉村 藤作	.6.0.00	120,000	1.0			
		計	18.7.9.00	3,939,500				109反
21.1.1		犬塚 伊作	1.5.0.00	300,000	1.0	28.4		15反
		江副 伊三郎	3.0.00	72,000	0.9	35.4		3反
		計	1.8.0.00	372,000				18反

(次頁へつづく)

▲ノート▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

土地抵当貸付金表(つづき)

貸年	付日	相手方氏名	抵当物件	貸付金額	利率	返済完了日 年月日	流込 (未済)月	備考
23.9.1		吉谷 佐八	町反畝歩 3.3.2.00 家1軒	752.500	1.0		24.10	
〃		山本 徳次郎	〃 5.2余	70.000	1.0		24.10	
	計		3.8.4.00	822.500				
24.1.1		内村 勘六外	〃 38.0.7.00 家20軒	7,145.500	1.0	33.1 380反		
〃		芦原 久蔵 外3名	〃 1.9.5.00 家1軒	350.000	1.0		25.1	
〃		吉村 久次 外32名	〃 10.0.0.00	2,461.790	1.0		25.1	
〃		古川 藤七 外46名	〃 14.5.1.00 家8軒	3,035.400	1.0	28.5 70反 1566円買戻	25.1	
〃		合田 源吾 外25名	〃 14.8余 家1軒	2,187.340	1.0		25.1	
〃		寺田 岩作	〃 6.0.0.00	1,184.000	1.0		25.1	
〃		原口 定三郎	〃 1.2.0.00	305.000	1.0		25.1	
〃		重松 岩蔵	〃 9.9.0.00	277.500	1.0		25.1	
〃		広滝 滝君	〃 14.3.4.26	3,223.000	1.0		25.1	
	計		101.8.6.26	20,169.530		450反		
25.2.1		正嶋 彦七	田林地 1.0.0.00 2.7.6.00	230.000			26.2	
25.5.1		内村 吉蔵	〃 .2.0.00	70.000	1.0		26.5	
	計		1.2.0.00	300.000	1.0			
	総計		326.6.0.00			1,248反		

▲ノード▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

れた六府方にはじまるが、廢藩(1)後は明治七年頃より、御館出納掛で金の貸付、為替(換)業務を行なう銀行類似業を開始、資金は預り金、佐賀百六国立銀行からの委託金を当てた(2)。預り金は年八分の利息をつけ、貸付の場合は不動産、動産を担保に月一分から一分二厘の利息を取った。第四表は各年の「金請払目安」によって、貸付利益金を一覽したものである。

抵当流れによる土地の集積も多い。明治二〇年調整の「田地買入元帳」甲乙二冊によって、田地抵当貸付分だけを選び、抵当流れによる田地集積の推移を第三表にしてみた。貸付業務は貸付利益金(第四表)からみて、大正二年まで行なわれたと考えられるが、明治二五年以後、田

地担保による貸付資料が不明のため、その後の推移ははっきりしない。

なお第三表には山林、原野、宅地を除いたが、田島地とともに一口になっている分については含めた。また田島地面積の記入のない分は()をつけて貸付金から推定した反別を記した。なお、抵当物件として田地をとる場合は、その地価額の約半値を目安として貸付けている。

第4表 貸付利益金

貸付利益金		貸付利益金	
	円		円
明治15	6,726.087	明治32	227.559
17	13,952.562	33	390.167
18	11,163.441	34	227.605
19	9,559.161	35	438.139
20	4,542.271	36	489.740
21	3,217.685	37	478.757
22	2,126.476	38	423.158
23	1,387.534	39	356.096
24	1,365.934	40	572.262
25	460.514	41	275.367
26	255.150	42	374.397
27	1,202.151	43	618.730
28	1,089.589	44	744.723
29	519.680	45	752.130
30	226.418	大正 2	1,106.345
31	378.367	3	以後貸付廃止

(3) その他の原因による土地集積

旧藩時代から継続した藩の新田開発は、維新政府によってその土地所有が旧領主に帰属させられた。佐賀御館で継続運営された新田は左のようなものがある。

長浜村新堀⁽²⁾

白石新堀

川副干拓

大詫間干拓

このほか、田地とは直接関係ないが、旧藩時代から保有した精煉方(明治二四年まで、佐賀御館管理で硝子製造)、唐津紙方(明治三一年まで佐賀御館経営、和紙製造)、旧藩米倉庫(今宿蔵、十間端蔵、会所蔵、諸富蔵)このほか別邸、元船屋などあるが、これらには若干の田地のつくことが多く、いかなる便法のもとに私有化したものか不明だが、各種の資料からこれを私有していたことがわかる。

注(1) 『佐賀県農地改革史』、三〇七頁。

(2) 長浜村新堀名寄帳、東山代村大字長浜地所譲渡証参照。

第5表 買入、買戻田地の推移（明治32年～大正5年）

年	買入田地面積		買戻田地面積		総田地面積
	反	円	反	円	
明治32	1,053.813	47,790.964	—	—	1,053.013
33	254.528	33,174.678	—	—	1,308.411
34	149.518	5,756.944	47.601	8,034.236	1,410.328
35	—	—	—	—	1,410.328
36	86.225	10,760.459	8.325	1,382.000	1,488.228
37	11.409	1,432.090	—	—	1,499.707
38	—	—	—	—	1,499.707
39	119.224	15,813.389	5.311	727.600	1,613.620
40	62.600	9,244.992	18.511	2,711.020	1,675.709
41	75.409	7,269.649	0.204	12.000	1,732.914
42	—	—	0.014	13.068	1,732.900
43	—	—	10.910	2,037.250	1,721.920
44	9.813	1,345.328	—	—	1,731.803
45	43.824	6,661.486	2.111	277.330	1,773.516
大正2	—	—	21.715	4,948.930	1,751.801
3	—	—	5.401	908.460	1,746.400
4	—	—	338.028	22,446.870	1,408.302
5	0.427	147.560	2.704	419.449	1,406.025

▲ノット▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体

第6表 加地子益金

加地子益金		加地子益金	
円		円	
明治15	10,439.484	明治33	7,035.301
17	8,055.993	34	1,234.257
18	8,678.867	35	3,885.641
19	8,239.263	36	4,133.496
20	9,852.361	37	3,251.493
21	9,466.890	38	3,910.317
22	9,777.426	39	3,901.227
23	9,126.893	40	1,845.755
24	9,645.322	41	913.755
25	9,345.313	42	299.564
26	9,747.391	43	259.814
27	9,322.930	44	272.264
28	9,981.550	45	136.499
29	10,232.079	大正2	158.183
30	10,283.276	3	127.806
31	10,307.386	4	100.259
32	6,527.889	5	78.056

(1) 田畠地集積の推移
佐賀御館の田畠地集積・解体についての資料は、明治三二年以後大正六年までについて、「根基資本計算書」が整っている。これには、各年所有の田畠地の場所、面積が詳細に記されている。したがってこの面積を一年ごとに比較し、田畠地の増減、つまり買入売渡（買戻し）の状況を知ることができる。これ

三 土地集積の過程

が第五表である。それ以前については、集約した資料が断片的にしか残っていないので、年次的に正確な推移をつかむことはできない。ただし一つの目安として冒頭に述べた佐賀御館分の歳入歳出明細書である各年の「金請払目安」「決算書」が、明治一五年以後大正初年まで揃っている、その中から加地子（小作料）益金（第六表）、地租雑税（第七表）をつかむことができ、この金額から田畠面積を推計できる。

第7表 地租雑税

地租雑税		地租雑税	
円		円	
明治12	173.845	明治32	697.991
13	124.537	33	600.989
15	186.703	34	663.434
17	142.488	35	1,220.308
18	171.991	36	1,284.892
19	260.520	37	1,267.692
20	179.240	38	1,645.941
21	407.522	39	1,835.968
22	459.427	40	1,015.331
23	420.685	41	651.494
24	594.602	42	616.262
25	572.576	43	694.224
26	575.014	44	814.236
27	489.836	45	1,052.292
28	588.452	大正 2	1,086.215
29	618.215	3	795.945
30	667.434	4	699.044
31	711.084	5	871.361

土地抵当貸付金による抵当流れ分は、返済までを買入れ分と

して計算し、第三表から推計して、第八表にまとめた。

さて、東京本邸の分について、これを運転資金の部と根基資本の部と分けて考えなければならなかったが、佐賀御館の分についても、この考え方が適用されなければなるまい。そうすれば、第六表の加地子益金は佐賀御館分としての資料から抽出した数字であるので、加地子総収益としては、この数字に、先に述べた「根基資本計算書」に記載されているところの加地子益金を加算しなければいけない。このことを頭に置きつつ、第六表をみてみると、明治三二年から加地子益が減少に向っていることが注目される。

周知のように、明治三一年には高知果などの永小作地問題に関する大審院の判決が行なわれた年であって、この時点から五〇年目に永小作地は地主の正式な所有になることが最終的に確定した年である。したがって、この田中清輔名義の鍋島直大所有の農地は、江戸時代から問題となってきた佐賀の永小作地地帯とは必ずしも符号していないとはいえ、以上の判決が鍋島家の土地所有のありかたに大きな影響を与えたであろうことは容易に理解されるところである。そうすれば、この時点で、田中清輔が、佐賀御館分として所持してきた農地を手離して買い替え、これを「根基資本計算書」として別枠に計上することもあり得たかもしれないし、あるいは、中には同一農地の単なる名

第8表 抵当田地面積の推移（推計）

		抵当田地面積	買戻田地面積	抵当流れ(未済) による総面積	備 考
▲ノード▼ 佐賀における千町歩地主の成立と解体	明治 14	町 1. 2	町 0	町 1. 2	
	15	1. 2	0	2. 4	
	16	1. 2	0	3. 6	
	17	42. 4	0	46. 0	
	18	42. 0	0	88. 0	
	19	20. 3	0	108. 3	
	20	90. 0	0	198. 3	
	21	18. 7	2. 0	215. 0	
	22	1. 8	2. 0	214. 8	
	23	0	0	214. 8	
	24	3. 8	4	218. 2	
	25	101. 8	0	320. 0	
	26	1. 2	1. 0	320. 2	
	27		2	320. 0	
	28		18. 0	302. 0	
	29		19. 9	283. 1	
	30		1. 5	281. 6	
	31		24. 0	257. 6	
	32		4	257. 2	
	33		38. 0	219. 2	
	34		0	219. 2	
	35		3	218. 9	
	36		3. 7	215. 2	
	37		0	215. 2	
	38		0	215. 2	
39		0	215. 2		
40		0	215. 2		
41		0	215. 2		
42		6. 0	209. 2		
43		0	209. 2		
44		11. 0	198. 2		
計	326. 6	128. 4	198. 2	明治27年以後の田地担保による貸付け資料が不明なため未記入	

機変更の分もあったかもしれない（明治七年購入の農地の所在村名と同じ村での農地買入れも少なくないからである）。いずれにしろ、この考え方はこの「根基資本計算書」の分が明治三二年からはじまったという立場に立つものである。他方、この資料が、明治三二年からの分だけ偶然見つかったものであって、それ以前のものも未発見のものがあるという立場も当然のことととりうるものであろう。これは今後の資料の探索と研究にまたねばならない問題であるが、その他の資料を動案してここでは一応、明治三二年から初まったものとして考えてみたい。そうすると、次のような結果が得られる。

まず、「根基資本計算書」に記載されている加地子益金をみてみると、明治三二年一、一八二円、同三五年五、〇〇六円、同三七年五、九二八円、大正三年一三、一四四円（このほか御城内益金があるが、本稿では、この分の考察を省く）となっている。これを、第六表の加地子益金に加算すると、それぞれ、明治三二年八、七〇九円、同三五年八、八九一円、同三七年九、一七九円、大正三年一三、二七一円という数字が得られる。つまり、明治三二年以後も、同じく一万円程度の加地子益金が佐賀県の農地から得られていたことになる。

実は、ここで、先の明治七年における購入農地千六百町歩の加地子益金を考えてみると、そこでは加地子金の分と加地子米

の分とが記載されているが、その加地子米を金額に換算して加地子金に加算してみると、加地子益金総額はほぼ八千円強という数字をうる。

以上のことを通観してみると、加地子益金は、明治七年の最初の購入時点から、大正初期に到るまで、ほぼ一万円ということと変化がなかったということになる。もちろん佐賀の根基資本計算書についてだけみても、明治三二年の反当二円二〇銭から大正三年の七円五〇銭の開きがある。明治七年のそれは反当七〇銭前後である。数字の信頼性にも問題があるが、一方物価指数や、地代率の変化から同じく加地子益金一万円とはいえず、明らかにその所有面積は激しく減少しているわけである。しかし、いずれにしろ、現在の段階では、資料の制約もあり、われわれはここで、概ね上記のような理解の仕方、土地所有のあり方を考えることで一応了解せざるを得ない。

(2) 田島地所有解体の推移

明治七年田島を一挙千六百町歩買入れた佐賀御館（田中清輔名義）について、明治三二年には、今までに発掘し得た資料ではその一〇分の一に満たない田島地しか確認し得ない。したがって本研究の端緒となった明治二三年の地価額調の時点では、担保物件として第八表で得た田島地を加えたものか、田島地以

第9表 地所買戻・買入代金の推移

年	買戻代金	買入代金	差引残り金
	円	円	円
明治 26			1,219.035
27			4,637.255
28			3,688.305
29	4,508.340	673.000	7,523.645
30	20,797.714	9,280.784	19,040.575
31	9,204.534	2,969.160	25,275.949
32	10,328.997	10,623.689	24,981.257
33	844.803	908.490	24,917.600
34	33,907.197	34,438.494	24,386.333
35	23,485.673	25,188.867	22,683.109
36	90.000	1,610.090	20,196.488
37	1,530.000	1,572.570	20,153.918
38	927.600	737.253	20,344.265
39	16,718.526	1,332.536	35,730.255
40	* 10,383.202	* 1,332.536	35,730.255
41	10,383.202		46,113.457
42	549.010		46,662.467
43	313.068		46,975.535
44	2,635.450		49,610.985
45	1,077.330		50,688.315
大正 2	1,069.700		51,758.015
3	5,675.440		57,433.455
4	22,647.600 (支払高と記入) 11,062.100		69,018.955
5	1,775.730		70,794.685
6	252.000 (支払高と記入) 1,657.765		69,371.765

注. 明治26~29年は『金受払簿』, それ以降は考課状による.

*については記載はあるが内容整わず.

外の宅地、山林などによる土地所有が考えられる。解体過程を知る資料として、明治三〇年より大正六年までの考課状があり、地所(田畠地、宅地、山林、原野、用水、雑地、道路、堤塘など)買戻し(売渡し)、買入金がかかるが、金額面だけで、地目、

面積などは不明である。

第九表は、買戻(買戻条件付きで所有権を譲渡した者の買戻)で、実質的には債務の完済をいみする。故に鍋島からすれば、(買入金を考課状から一覽表にしたもので、

地所全体の推移が金額面でつかめる。大正期になると、田地買戻金（第三表）が、地所買戻金より減少するという不可解な数値をみせるが、大正六年の決算書、根基運転兩部記帳説明には、

「地所買戻金ハ其性質頗ル不明ノモノニシテ根基式万式千四百拾九円拾壹錢四厘、運転四万六千九百五十式円六拾五錢壹厘合計六万九千參百七拾壹円七拾六錢五厘ト計上シアルモ此中運転ノ部ハ其実委ク純益金ト見難キ所アルモ兎角積立金ノ一種ト見做シ根基ノ部、手許有金ノ一部ヲ此中ニ合算セルモノト見做シ精確ノ調査後日ニ譲リ便宜ノ扱ヲ為シ置ケリ」

とみえる。これらの原因追求は今回できなかったので、記されている数値をそのまま示した。

土地所有の解体の原因と考えられるもの一つとして、明治一一年、佐賀御館が中心となり、資本金三〇万円の佐賀百六国立銀行創立のため、多くの田地を売払ったものと考えることができる。左の資料は銀行設立資金を国立三拾銀行（深川亮藏頭取）から借用したときのもの、銀行設立後政府資金取扱いのため、積立金を借用する相談を記したものであるが、いずれも買入地（田地）を担保にしており、これらを売払って資金を得たものと考えられる。しかしその時、売払った面積がどの程度であったかについては、全く計測の基礎となる資料を欠いてい

る。ただ、明治一五、一六年の決算表に地所買入元金として、三万円強の記載があるので、明治七年に九万円強で買入れたものが、これだけに減少したとも考えられる。そうすれば約三分の一に減少したことになるが、これは全く推測の域を出ない。

一 繰券買入其外用金五万円三拾銀行より致借用度段先便致御相談置候末電信之旨ニ依リ為請取江副千八今七日々出京相成儀御座候右ハ爰許銀行營業之目的御座候処都合有之先以役筋ヨリ之借用ニ致置追而開店之上引譲可申積ニ而無拠証書而手数迄ニ先年御取入之田地ヲ抵当差出到柔左様御承知可被下候

（十一年）十一月七日

田中 清輔

深川 亮藏様
古川源太郎様

証⁽³⁾

借入金五万円

利子

右之通ニ致借用候儀実正也当銀行紙幣被相渡候上直ニ返済可相整候為後証一札如件

明治十一年

寅

佐賀百六国立銀行

田中 清輔

中野 兵次

鍋島 茂智

多久 茂族

村田 八介

東京三十国立銀行

深川 亮藏 殿

下村 君輔 殿

(4)
一筆致啓上候就ハ大蔵省為換方ニ付納稅郡村区劃相成候次
第ハ先便粗得御意置候ニ通御座候藤津郡以東取稅高凡六七
拾万円之趣ニ而右預リ金之抵当トシテ五万円余之公債証書
其外差出候半而不相叶旨被相違候処銀行所有之証書現価ニ
テ凡壹万円余ナラデ無之尤有抵当貸金証書ニ而モ可然趣ニ
候得共數日ニ跨リ老入別ニ当リ右之承諾証書相談モ不行届
先以株立候借主中置相談壹万四五千円之証書ハ其筋差向候
而モ可然其外式万四五千円之抵当品何分出来不申去迎折角
内命ニモ相成候為換方今更相行候訳ニハ致兼色々手ヲ整ヘ

▲ノート▼

佐賀における千町歩地主の成立と解体

処追々ニハ公債証書置入方モ出来可申模様ニ候得共何分當
節之間ハ合不申無抛先便内書ヲ以粗得御意置候通旧年御買
入相成候田地幸イ私名前ニモ有之候付右ヲ書入致シ銀行貸
金抵当之姿ニテ一先其筋へ差出置追而前条公債書買入次第
引替可申外致道無シ右ハ事柄爰許限り可取計様無之候得共
切迫之場合美ニ如何ハ可致術計無之一時不明止事右之協議
ニ及候一昨日之郵便ニテ得御意到候病院御寄付金之云々今
又右之次第專斷之罪難遁美々恐入儀御座候直謁殿其外々モ
可然得御意置呉々様ト有之此旨為可申越早々如斯御座候也
(明治十二年)

八月十六日

田中 清輔

深川 亮藏 様

古川源太郎 様

次に田地の買戻し(売渡し)による解体も多かったと思われるが、年次的に、明治三二年以前にははっきりした数値はつかめない。右の資料は、明治一四年田地買戻し(売渡し)について、その方法が記されているので、参考のため記した。特に、年賦払いで買戻しが行なわれていることが注目される。

▲ソート 佐賀における千町歩地主の成立と解体

新田村之内先年御買入相到田地之内明治十一年元田地主

より買戻し相願付其通被差免到し処売渡之手数は迄延引到付而田地心遣之者共より右手数相整呉候様願出付而左之通

新田村

但旧反別

田 地

何 某

右之通先年買入田地之内明治十一年元田主互売渡候儀相違無之候也

田中 清輔

一 先年御買入之田地永代売渡之約定の処其後村々願之末七ヶ年目七ヶ年目に買戻之通吟味相成候付右之証書を被差申出付而左之通

先年買入之田地明治十一年が七年之期限を過原価増金之金額を以買戻候儀不苦に尤其節買戻不行届向更に七年を可延期候事

田中 清輔

新田村田地心遣中

注(一) 佐賀商工会議所編『佐賀経済のあゆみ』、四〇頁。

(2)(3)(4)「踏案文」(明治一〇一)一二年佐賀県立図書館蔵。

書館蔵。

(5)「御館日記」(明治一四年、佐賀県立図書館蔵)。

四 むすび

以上で佐賀御館(田中清輔名義を含む)の土地集積、解体の過程を不十分ながらも考察したが、本稿で明らかになったこと、補足しておいた方がよいと思われるいくつかの点をまとめて終ることにした。

(1) 明治七年千六百町歩におよぶ広大な田地を、田中清輔名義で一挙に集積したが、さらに大地主として発展することなく、明治十一年より銀行設立資金とするため、一部田地の切売りが行なわれたと思われる。その後は、積極的な土地集積が行なわれず、旧士族からの買揚願などによって、土地買入が行なわれるにとどまった。そこには、封建的なきずすが断ち切れず、多分に放漫かつ私的な取扱いが目につく。一例をあげれば、金を貸した場合、担保の項に「信用」といった例などあるのがそれである。土地を手放した者の多くは、自由に転業し得る段階でなく、その大部分は小作人として農村に留まった。小作契約は永小作の形をとったものが多いが、明治末年ごろには、小作契約を文書(地所下作証)化し、弁償人(保証人)をたてて契約した。加地子(小作料)は、約定によって基本的には決められ

ているが、毎年収穫期には各地区の差配が佐賀御館に集められ、風水害などによる被害などについては考慮が払われていた。そこには徳川期以来の古い小作条件を永続したところも多く、明治二八年まで献米制度が残っていた。このことは小作人の移動が少なかったことを物語っている。加地子米は差配によって集められ、鍋島家の米倉庫に納められ、入札によって米穀商に売り払われていたが、その多くは徳川期からの御用米商深川文十（文十の長子嘉一郎は、大正期「佐賀地所株式会社」を設立、大正一三年の大地主名簿では、佐賀県で第一の大地主になっている。）の手によって取扱われている。

(2) 明治一五年ごろ田地価格の下落により、土地を財産として所有するより、むしろ貸金に対する現物の利子を得る貸金業と、小作米の販売利益を得る商取引に向うという動きをとる。特に地租改正による農民の自由販売が、米の粗悪化をもたらしたので、明治一五年田中清輔は、佐賀米改良を要望し、佐賀米改良会社を設立し、社長となった。これらは加地子米改良を主とした商人地主の傾向を一面では持ち合わせたことを物語っている。

(3) 明治初年士族授産などの目的で、旧城内を中心とする荒蕪地が、無償もしくは極めて安い価格で佐賀御館に払下げられたが、佐賀御館では、授産事業に永年経済的援助をしており、

これらの事業が一応目的を果たし、後年解散した折り、旧地所は鍋島家（東京本邸分）に繰入れられた。旧城内の地所は学校、病院などの敷地に無料で寄付したところも多いが、明治末年から大正期にかけ、畠地から宅地に地目変更登記が行なわれた。

(4) 明治三年の大地主調による田中清輔の地価額は二四万円余であるが、これを裏付ける発掘資料では田畠面積は百数十町歩にしか過ぎない。ただし、銀行類似業による地所担保による金貸しによって、契約の上では納入期をすぎ、担保流れになって、当然佐賀御館所有となるべき性質のものが、帳簿上ではいつまでも放置されており、後年買戻される例も多く、また小作關係を結んでいる場合が殆んどのため、これらのつけ出しが、どんな手だてで行なわれたかはっきりしない。しかし第八表により返済年月日の最も遅い明治四四年の時点で推計すると、一九八町歩程度の担保流れの田地を所有していたことがわかる。したがって、第五表の面積には、これらの面積が加算されることになり、明治四四年の時点では、佐賀御館田地所有面積一七三町一反に担保流れによる田地（推計）一九八町二反を加えると、三七一町三反の田地を所有していたことになる。明治三二年の時点では、佐賀御館所有田地一〇五町三反、担保流れによるもの二五七町二反となり、総計三六二町五反の田地を所有したと考えられる。このほか、明治七年購入の千六百町歩から買

い戻された田畑を除いて、なお一万円の加地子益金を生ずるだけの農地が残っていたと推測されるが、これを農地面積として裏付ける資料がまだ見出だされていない。

以上がこれまでの調査で得た結果の概略である。最後に、本稿はあくまでも中間報告であり、今後、資料の不備を補い、更に考察を進めることを付記しておきたい。

(委託研究報告)